

介護保険

特定福祉用具購入・住宅改修の手引き



袋田の滝キャラクター たき丸

大子町役場福祉課 高齢介護担当

電話 0295 - 72 - 1135

令和4年1月

目次

特定（介護予防）福祉用具購入について

1	特定（介護予防）福祉用具購入とは	2
2	対象者	2
3	利用限度額	2
4	特定（介護予防）福祉用具品目	3
5	申請の方法	4
6	申請の流れ	4
7	同一品目の再購入	5
8	生活保護を受けている方の申請	5
○	特定（介護予防）福祉用具購入 Q&A	6

住宅改修について

1	住宅改修とは	9
2	対象者	9
3	対象となる住宅	9
4	利用限度額	9
5	住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取り扱いについて	9
6	住宅改修の対象種目	10
7	申請の方法	11
8	申請の流れ	11
9	生活保護を受けている方の申請	13
10	改修事業者について	13
11	他市町村からの転入について	13
12	その他	13
○	住宅改修チェック項目	14
○	住宅改修 Q&A	16
○	大子町ホームページ掲載申請書等	24

特定（介護予防）福祉用具購入について

1 特定（介護予防）福祉用具購入とは

要介護者・要支援者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減をはかるためのサービスです。介護保険における福祉用具は、原則「貸与」が基本ですが、「貸与になじまないもの」（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの等）を対象に、特定福祉用具として購入ができる制度となっています。

2 対象者

要支援1、要支援2又は要介護1以上の認定を受け、在宅で生活している方（基本チェックリストによる事業対象者の方は対象外です。）

3 利用限度額

1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき利用限度額は10万円です。購入金額が10万円を超える場合は、超過分が全額自己負担となります。また、介護保険負担割合証に記載された負担割合により、自己負担額が異なります（1割、2割又は3割）。[Q&A2](#)

4 特定（介護予防）福祉用具品目（5種目）

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（厚生省告示第九十四号）

種目	品目・詳細
腰掛便座 Q&A17	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
	洋式便器の上に置いて高さを補うもの
	電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
	便座・バケツからなり、移動可能である便器（居室で利用可能なものに限る）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの Q&A16
入浴補助用具 Q&A18	入浴用いす （浴室内に置いて洗身のために使用するもの）
	浴槽用手すり （浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）
	浴槽内いす （浴槽内に置いて利用するもの）
	入浴台 （浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの）
	浴室内すのこ Q&A13 （浴室内において段差の解消を図ることができるもの）
	浴槽内すのこ （浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）
	入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水の為に工事を伴わないもの
移動用リフトの吊り具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

5 申請の方法（各必要書類は、大子町ホームページからダウンロードできます。）

以下の2通りから、選択してください。

(1) 受領委任払い制度 ※必ず負担割合証の確認をしてください。

特定（介護予防）福祉用具の購入時に、被保険者が自己負担分（利用限度額を超える場合は、超過分の額を含む）を販売事業者^{*1}へ支払います。その後、保険給付分は、被保険者から受領を委任された販売事業者へ町が直接支払います。

【必要書類】

- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- ・介護保険給付に係る受領委任払いの同意書
- ・販売事業者が発行した領収書（自己負担分）^{*2 *3} Q&A4
- ・パンフレット等の写し

(2) 償還払い制度

特定（介護予防）福祉用具の購入時に、被保険者が一旦、費用の全額を販売事業者^{*1}へ支払います。その後、町から被保険者に保険給付分の支給があります。

※現金給付は行っていませんので、申請書に口座をご記入ください。

【必要書類】

- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払い用）
- ・販売事業者が発行した領収書（全額）^{*2 *3} Q&A4
- ・パンフレット等の写し

※1 特定福祉用具販売の指定事業者以外は、給付対象となりません。 Q&A1

※2 宛名は被保険者の氏名を記載してください。

※3 税込 55,000 円以上の場合は、収入印紙を貼付してください。

6 申請の流れ（申請は、購入後の事後申請になります。）

(1) ケアマネジャーへ購入の相談

販売事業者から直接購入する場合は、販売事業者の福祉住環境コーディネーターに相談してください。

(2) 特定（介護予防）福祉用具の購入

(3) 福祉課へ支給申請書類提出

- ・上記（5 申請の方法）に記載された書類を提出してください。
- ・複数の品目を購入する場合は、品目毎の金額を申請書に記入してください。
- ・「福祉用具が必要な理由」は、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターが記入してください。
- ・原則として、入院中の購入及び申請はできません。 Q&A11

7 同一品目の再購入

原則として、同一品目の再購入は、保険給付の支給対象となりません。しかし、次の場合については対象となることがありますので、事前にケアマネジャーを通じて保険者（福祉課）にご相談ください（特定福祉用具（同一品目）再購入理由書を提出してください。）。

(1) 特定（介護予防）福祉用具が破損し、使用に影響のある場合

経年劣化で破損した場合等が考えられます。故意による破損は、対象となりません。部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となります。

※破損した福祉用具の破損個所が確認できる写真を添付してください。

(2) 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

介護度が高くなることに加え、前回購入時のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が悪化した場合が考えられます。

※理由書又はケアプランによって、必要性を明確に示してください。

(3) 特別の事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損等が考えられます。 **Q&A21**

8 生活保護を受けている方の申請

購入前に県北県民センターへの相談・確認が必要です。

（茨城県の場合、保護変更申請書・居宅サービス計画書・介護保険被保険者証・介護保険申請書を県北県民センターへ提出）

特定（介護予防）福祉用具購入 Q&A （Q&A 中 特定福祉用具は福祉用具と記載）

1	指定事業者の確認	<p>Q ホームセンターで購入したポータブルトイレは、支給対象となるか。</p> <p>A 都道府県知事による福祉用具販売事業者の指定を受けているホームセンターでの購入であれば、支給対象となります。指定を受けていない事業者からの購入は、保険給付の対象となりませんので、購入前に指定事業者であるかの確認をしてください。（介護保険法第 44 条）</p>
2	利用限度額	<p>Q 3月に8万円の福祉用具を購入し、翌月（4月）に、異なる品目の5万円の福祉用具を購入した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 福祉用具購入の利用限度額は、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき10万円となっていますので、支給対象となります。（領収書の日付が同一期間となっていないか確認が必要です。）</p>
3	消費税	<p>Q 消費税は、支給対象となるか。</p> <p>A 消費税を含めた購入額が、支給対象となります。</p>
4	領収書	<p>Q 家族や親族が支払いをした場合であっても、領収書の宛名は被保険者本人でなければならないのか。</p> <p>A 介護保険の支給対象となるのは被保険者本人になりますので、宛名は被保険者名である必要があります。（名字だけでは、受理することができません。）</p>
5	付随費用	<p>Q 購入時の運搬費等は、支給対象となるか。</p> <p>A 運搬費、送料、組み立て費及び設置費は、福祉用具そのものの対価ではないため、支給対象となりません。</p>
6	同居家族の同一品目購入	<p>Q 同居している被保険者2名が、それぞれ同一品目を購入した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 支給対象となります。福祉用具は、衛生的な理由等で貸与になじまない性質のものを保険給付の支給対象としていますので、各被保険者の必要性に応じて、購入し、支給申請してください。</p>
7	老人ホーム等での使用 <small>（特養、老健、介護療養型、介護医療院は含まない）</small>	<p>Q 老人ホーム等へ入居している被保険者が、居室内においてのみ使用する場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 老人ホーム等は、高齢者が入居することが前提で整備されているため、一般的には福祉用具購入の必要はないと考えられます。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給対象となる場合もあります。</p>

8	要介護認定申請中の購入 (新規)	<p>Q 要介護認定申請中(新規)だが、早急に福祉用具が必要な身体状況にある場合の購入は支給対象となるか。</p> <p>A 要介護認定申請日以降の購入(領収日)であれば、支給対象となります。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外(全額自己負担)となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です。(認定結果前に負担割合を確認したい場合は、福祉課までお問合せください。)</p>
9	要介護認定申請中の購入 (更新)	<p>Q 要介護認定申請中(更新)だが、認定有効期間の満了日後に購入する場合、注意すべきことはあるか。</p> <p>A 更新後の認定結果が非該当となった場合は、認定有効期間の満了日後に購入した福祉用具は支給対象外(全額自己負担)となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です。</p>
10	要介護認定申請中の購入 (区分変更)	<p>Q 要介護認定申請中(区分変更)だが、購入した福祉用具は支給対象となるか。</p> <p>A 支給対象となります。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外(全額自己負担)となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です。また、区分変更の申請中に福祉用具を購入した場合、支給申請は区分変更の認定結果が出た後に行う必要があります。</p>
11	入院中の購入	<p>Q 退院後の在宅生活で福祉用具が必要となるが、入院中に購入した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 入院中に購入された福祉用具は支給対象となりません。しかし、退院予定に伴い事前に購入された福祉用具については、退院後の利用実績ができれば、支給対象となります(申請日は、退院日以降になります。)。退院後の利用ができなくなってしまった場合は、支給対象外(全額自己負担)となります。</p>
12	施設入所後の支払い	<p>Q 福祉用具を自宅へ納品後、支払前に施設へ入所となったが、支給対象となるか。</p> <p>A 領収書の日付が入所日以降である場合は、支給対象となりません。</p>
13	発注後の死亡	<p>Q すのこ(オーダーメイド)の発注後、納品前に被保険者が死亡した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の利用実績がない福祉用具については、支給対象となりません。発注から納品まで日数がかかるものについては事前に、被保険者及び家族等への説明が必要です。</p>

14	死亡後の申請	<p>Q 購入費の支払前に被保険者が死亡した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の利用実績があれば、支給対象となりますが、支給申請者と領収書の宛名は相続人となります。</p>
15	自宅以外での使用	<p>Q 自宅以外で使用するために購入した福祉用具は、支給対象となるか。</p> <p>A 原則として、生活の拠点である自宅以外は、支給対象となりません。しかし、介護の必要性等の理由により、家族宅に生活の拠点を移す場合は、支給対象となります。</p>
16	特殊尿器	<p>Q しびんは福祉用具購入の支給対象となるか。</p> <p>A 福祉用具購入対象種目の中には、自動排泄処理装置の交換可能部品がありますが、尿が自動的に吸引されるものとなっているため、しびんは支給対象となりません。</p>
17	腰掛便座	<p>Q 腰掛便座には、家具調や暖房機能付き等の商品があるが、高額なものであっても、支給対象となるか。</p> <p>A 金額にかかわらず、厚生労働大臣が定めた福祉用具の種目に含まれるもの、及び保険者（福祉課）が福祉用具として認めるものについては、支給対象となります。</p>
18	入浴補助用具	<p>Q 浴室で使用する滑り止めマットは、支給対象となるか。</p> <p>A 滑り止めマットは、福祉用具購入の支給対象となりません。</p>
19	部品の交換	<p>Q 福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、支給対象となるか。</p> <p>A 製品の構造上、部品交換できる部品について、保険者（福祉課）が交換することを必要と認めた場合には、支給対象となります（予備分の部品購入費は支給対象となりません。）。</p>
20	同一種目の購入	<p>Q 同一種目の福祉用具の購入は原則1回であるが、次のような場合は、支給対象となるか。</p> <p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を購入し使用しているが、夜間に居室で使用するため、ポータブルトイレを新たに購入する場合。</p> <p>②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽用手すりを同時購入する場合。</p> <p>A ①・②ともに、保険者（福祉課）が必要と認めた場合には、支給対象となります（支給申請書に必要性を明記してください。）。</p>
21	同一品目の再購入	<p>Q 転居により、現在使用している福祉用具では対応できなくなり、同一品目を再購入した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 浴室用すのこ等、転居先で用具のサイズ等に支障が生じ、使用できなくなった場合に限り、支給対象となります。転居前に購入した福祉用具が使用できるような環境では認められません。</p>

住宅改修について

1 住宅改修とは

在宅の要介護者・要支援者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。周りで支える家族等の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

2 対象者

要支援1、要支援2又は要介護1以上の認定を受け、在宅で生活している方（基本チェックリストによる事業対象者の方は対象外です。）

3 対象となる住宅

介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅が対象です。 Q&A43.44

4 利用限度額

利用限度額は被保険者一人につき、20万円です。改修費用が20万円を超える場合は、超過分が全額自己負担になります。また、介護保険負担割合証に記載された負担割合により、自己負担額が異なります（1割、2割又は3割）。

なお、利用限度額（20万円）内であれば、何度でも申請が可能です。

5 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取り扱いについて

以下の場合には、利用限度額がリセットされます。

(1) 3段階リセットの例外（1回のみ）

介護の必要の程度（要介護度）の段階が3段階以上上がった場合に、再度、利用限度額が20万円となります（以前の住宅改修で利用可能残額があってもリセットすることができます。）。 Q&A48

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護度	3段階リセットの例外の対象となる要介護度
要支援1	要介護3以上
要支援2又は要介護1	要介護4以上
要介護2	要介護5

(2) 転居リセットの例外

転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況に関係なく、転居後の住宅については、利用限度額が20万円となります Q&A49.50

6 住宅改修の対象種目

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事種目（平成11年3月厚生省告示第95号）

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関等、玄関から道路までの通路等に、転倒予防や移動又は移乗動作を助けることを目的として取り付けます。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等があります。 Q&A21~24

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。 Q&A25~29

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室での畳敷きからフローリングやビニールへの床材等の変更、浴室においては滑りにくいものへの変更等になります。 Q&A30~32

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の変更のほか、ドアノブの変更、戸車の設置なども含まれます。 Q&A35

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取り替え等が想定されます。 Q&A36~41

(6) その他上記の住宅改修に付帯する工事

- ・ 手すり取付けのための壁の下地補強
- ・ 浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事
- ・ 床材変更のための下地の補修、根太^{ねだ}の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・ 扉を取替えるための壁又は柱の改修工事
- ・ 便器を取替えるための給排水設置工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）や床材変更

ほか

7 申請の方法

以下の2通りから、選択してください。

(1) 受領委任払い制度 ※必ず負担割合証の確認をしてください。

住宅改修完了後に、被保険者が自己負担分（利用限度額を超える場合は、超過分の額を含む）を改修事業者へ支払います。その後、保険給付分は、被保険者から受領を委任された改修事業者へ町が直接支払います。

(2) 償還払い制度

住宅改修完了後に、被保険者が一旦、費用の全額を改修事業者へ支払います。その後、町から被保険者に保険給付分の支給があります。

※現金給付は行っていませんので、申請書に口座をご記入ください。

8 申請の流れ（各必要書類は、太子町ホームページからダウンロードできます。）

(1) ケアマネジャーへ相談

まずは、担当ケアマネジャー（いない場合は、福祉課）に改修内容の相談をしてください。その後、改修事業者を選定します。

相談を受けたケアマネジャーは、被保険者本人の身体状況や意向を踏まえ、課題分析を十分に行ったうえで、必要な改修を行うよう支援をお願いします。

(2) 事前申請

介護保険住宅改修においては、改修前の事前申請が必要となります。事前申請をせずに改修を行ったものや、事前申請の内容と異なる改修を行ったものについては、支給対象となりません。

下記の必要書類を福祉課へ提出してください。

① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

受領委任払い用又は償還払い用があります。

② 介護保険給付に係る受領委任払いの同意書（受領委任払いを希望する場合）

③ 住宅改修の承諾書 **Q&A4**

住宅の所有者が被保険者本人以外の場合は、所有者自筆のものが必要です（所有者が配偶者の場合は不要です。）。

④ 住宅改修が必要な理由書 **Q&A2.3**

ケアマネジャー又は福祉課が作成します（住環境コーディネーター2級以上の方、理学療法士又は作業療法士の方が作成することもできます。）。

⑤ 見積書

宛名は被保険者本人に限ります。 **Q&A5~7**

⑥ 住宅の図面

⑦ 改修箇所の写真 Q&A8

- ・ 撮影日を入れてください。カメラに日付機能がない場合には、黒板や紙に日付を記入し、改修箇所に置いて写真に写し込んでください。
- ・ 改修箇所がわかりやすいよう、広角的な構図で撮影してください。
- ・ 段差の解消工事については、段差の高さがわかるよう改修箇所にメジャーをあてて撮影してください。

※ ケアマネジャー等は、上記必要書類について改修事業者に助言し、提出の準備をしてください。

※ 理由書の詳細をケアマネジャー等へ確認する場合がありますので、介護認定情報の内容と現在の身体状況に矛盾が生じないように記載をしてください。

(3) 保険者（大子町）による改修内容の審査

状況により、福祉課職員が現地調査をする場合があります。

(4) 改修の着工・完了・改修費の支払い

改修途中で内容に変更が生じた場合は、改修を中断し、福祉課へ介護保険居宅介護（予防）住宅改修内容変更届出書を提出してください。

(5) 事後申請

ケアマネジャー等は、事前申請と異なる住宅改修工事とならないよう、改修事業者と密に連携してください。

状況により、福祉課職員が現地調査をする場合があります。

下記の書類を福祉課へ提出してください。

① 改修箇所の写真 Q&A8

- ・ 撮影日を入れてください。カメラに日付機能がない場合には、黒板や紙に日付を記入し、工事箇所に置いて写真に写し込んでください。
- ・ 段差の解消工事については、段差が解消されたことがわかるよう必要に応じ改修箇所にメジャーをあてて撮影してください。
- ・ 改修した内容がわかるように、改修前の写真と同じ構図で撮影してください。

② 領収書（原本） Q&A10.11

- ・ 宛名は被保険者本人に限ります。
- ・ 原本の返却をご希望の場合は、写しと一緒に提出してください。
- ・ 税込 55,000 円以上の場合は、収入印紙を貼付してください。

(6) 住宅改修費の支給

受領委任払い又は償還払いの選択により、改修事業者又は被保険者に保険給付分を支給します。

9 生活保護を受けている方の申請

事前申請前に県北県民センターへの相談・確認が必要です。

(茨城県の場合、保護変更申請書・居宅サービス計画書・介護保険被保険者証・介護保険申請書を県北県民センターへ提出)

10 改修事業者について

住宅改修を行う事業者については、指定はありません。ケアマネジャー等と相談して改修内容を決めてから、複数の事業者に見積書の作成を依頼し、比較・検討したうえで、事業者を選定することが大切です。

また、知り合いの大工等に改修を依頼する場合であっても、まずはケアマネジャー等に相談をして、一連の流れに沿って進めてください。

なお、家族等が改修を行うことも可能です(償還払いでの申請になります。)

11 他市町村からの転入について

前住所地において認定を受けている被保険者が、大子町に転入する場合には、転入日から14日以内に介護認定申請の手続きをすることで、前住所地の要介護度を引継ぐことができます。転入前に転入先(大子町)の住宅を改修する必要がある場合は、事前に福祉課へご相談ください。

なお、転入前に住宅改修をすることになった場合、領収書の日付は、大子町の介護保険資格取得日以降になりますので、ご注意ください。

12 その他

(1) 住宅改修後の生活状況について

担当ケアマネジャーは、住宅改修によって改善された生活状況等をモニタリングして、それを評価し、今後のケアプランに反映させてください。

(2) 家族等が行う住宅改修について

① 材料費のみが支給対象となるもの(工賃は対象外)

- ・ 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合
- ・ 同居している家族等が、個人事業者として行う場合
- ・ 同居している家族等が、改修事業者へ勤務しているが、業務外で行う場合

② 材料費及び工賃が支給対象となるもの

- ・ 別居している家族等が、個人事業者として行う場合
(同一敷地[※]内は同居として扱う) ※同一住所又は土地の所有者が同一の隣接する敷地
- ・ 同居している家族等が、改修事業者の従業員として行う場合

■住宅改修チェック項目■

下記は、保険者（福祉課）が確認する項目になりますので、参考にしてください。

	確認項目	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
事前申請書類	介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書		<input type="checkbox"/>
	介護保険給付に係る受領委任払いの同意書	受領委任払いの場合	<input type="checkbox"/>
	住宅改修の承諾書	所有者が本人又は配偶者以外の場合	<input type="checkbox"/>
	住宅改修が必要な理由書		<input type="checkbox"/>
	見積書		<input type="checkbox"/>
	住宅の図面		<input type="checkbox"/>
	改修箇所の写真	撮影日が入ったもの	<input type="checkbox"/>
事前申請内容	住宅改修を行うことで、ケアプラン（生活目標・課題解決）の目的を果たすことができるか。		<input type="checkbox"/>
	改修内容は、介護保険の対象種目か。		<input type="checkbox"/>
	改修する住宅は被保険者証の住所地であるか。		<input type="checkbox"/>
	被保険者へ利用限度額（又は利用可能残額）及び負担割合の説明は行ったか。		<input type="checkbox"/>
	住宅改修が必要な理由書に、身体状況の矛盾がないか。また、被保険者が上記理由書を確認したか。		<input type="checkbox"/>
	入院（入所）中の申請の場合、福祉課への連絡・相談を行ったか。	入院（入所）中の申請は特例	<input type="checkbox"/>
	住宅の図面は、正しい位置関係となっているか（簡易図面可）。また、改修箇所を明記したか。	赤色又は太線で明記	<input type="checkbox"/>
	見積書は、材料の数量、箇所毎の寸法を記載し、“一式”での記載は最小限となっているか。		<input type="checkbox"/>
	改修前の写真は、メジャーを用いる等、確認が容易な写真となっているか。		<input type="checkbox"/>
	改修前の写真は、撮影日が表示されているか。		<input type="checkbox"/>
	被保険者、ケアマネジャー等及び改修事業者間で、改修内容や日程等の連絡・報告は行ったか。		<input type="checkbox"/>
生活保護受給者は、申請前に県北県民センターへ相談したか。	保護変更申請書等	<input type="checkbox"/>	

事後申請書類	改修箇所の写真	撮影日が入ったもの	<input type="checkbox"/>
	領収書（原本）		<input type="checkbox"/>
	請求書	任意	<input type="checkbox"/>
事後申請内容	改修完了時に被保険者・ケアマネジャー等は、改修箇所の確認をしたか。		<input type="checkbox"/>
	改修後の写真は、改修前と同位置からの撮影となっているか。		<input type="checkbox"/>
	改修後の写真は、メジャーを用いる等、確認が容易な写真となっているか。		<input type="checkbox"/>
	改修後の写真は、撮影日が表示されているか。		<input type="checkbox"/>
	領収書の宛名は、被保険者本人の氏名が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
	税込 55,000 円以上の領収書の場合は、収入印紙が貼付されているか。		<input type="checkbox"/>
	家族等が改修を行った場合は、レシート等に材料費の品名が記載されているか。	償還払いのみ	<input type="checkbox"/>
	大子町住宅リフォーム助成金事業と同時進行で行う場合、保険者（福祉課）に相談をしたか。	二重給付注意	<input type="checkbox"/>
3段階リセットの特例又は転居リセットの特例で申請する場合は、保険者（福祉課）に確認をしたか。		<input type="checkbox"/>	

※ 改修中のやむを得ない内容の変更や材料の仕様の変更が生じた場合は、改修を中断し、保険者（福祉課）に相談及び変更申請（介護保険居宅介護（予防）住宅改修内容変更届出書の提出）を行ってください。

※ 改修中に被保険者の状態が変動（入院等）した場合は、改修を中断し、保険者（福祉課）に相談を行ってください。

住宅改修 Q&A

1	他制度との併用	<p>Q 大子町住宅リフォーム助成金制度と併用は可能か。</p> <p>A 可能です。しかし、リフォーム箇所と改修箇所は重複申請はできませんので、それぞれの申請書を各担当課へ提出する際は、内容を明確に記載する必要があります。</p> <p>(大子町住宅リフォーム助成金担当課：建設課)</p>
2	住宅改修が必要な理由書①	<p>Q 理由書は誰が作成するものなのか。</p> <p>A 基本的には、居宅サービス計画等を作成する担当ケアマネジャー(地域包括支援センター担当職員を含む。)とされていて、介護(予防)支援事業の一環として位置付けられています。ただし、上記のような担当がない場合は、福祉課職員(ケアマネジャー資格保有者)、理学療法士、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者が理由書を作成することができます。</p>
3	住宅改修が必要な理由書②	<p>Q 介護認定調査時は、歩行及び座位保持ができない状態であった。身体状況が改善したことにより、廊下や浴室に手すりを取付けた場合、支給対象となるか。</p> <p>A 保険者(福祉課)は、身体状況を把握するため、認定情報を確認します。身体状況の改善等による改修の必要性を理由書に明記し、認定情報との矛盾がないようにすることで、支給対象と判断することができます。</p>
4	住宅改修の承諾書	<p>Q 住宅が亡くなった家族の名義のままになっている場合は、誰の承諾を得ればよいのか。</p> <p>A 住宅の名義変更がされていない場合は、法定相続人の承諾を得て、承諾書を作成してください。</p>
5	見積書①	<p>Q 改修内訳は、材料別に「一式」の記載でよいのか。</p> <p>A 改修の箇所、数量、面積等の規模を明確にするため、材料費や施工費が区分できない改修についても、可能な限り内容を記載してください。(各箇所にどの長さでどの材料を使用したか、コンクリートを使用する場合は、面積や使用量等)</p>
6	見積書②	<p>Q 申請に係る見積書作成の手数料等は諸経費に含めてよいのか。</p> <p>A 申請書類作成手数料、写真代、印紙代、損害保険料等は、支給対象となりません。申請内容とは別に、被保険者に請求する場合は、項目を設け明記してください。</p>
7	見積書③	<p>Q 値引きをする場合の注意点はるか。</p> <p>A 値引きは、消費税の計算前に行ってください。</p>

8	改修箇所の写真	<p>Q 日付を入れずに印刷してしまったが、写真へ直接記入してもよいか。</p> <p>A 日付を手書きで記入した写真は受理できませんので、再度作成をお願いします。黒板や紙に日付を記入したものを、改修箇所に置いて撮影した写真でも結構です。</p>
9	サービス提供月	<p>Q サービス提供月は、改修が完了した月になるか。</p> <p>A サービス提供月は、領収書の日付の属する月になります。</p>
10	領収書①	<p>Q 改修費用を家族が支払ったため、領収書の宛名は、家族の氏名でよいか。</p> <p>A 宛名は被保険者本人の氏名に限ります。</p>
11	領収書②	<p>Q 家族等が行う改修の場合、材料費の領収書は、ホームセンター等のレシートでよいか。</p> <p>A 領収書（宛名が被保険者のもの）が必要です。商品名、数量が記載されたレシートを領収書に添付してください。</p>
12	給付額減額	<p>Q 介護保険料の未納により、給付額減額期間中であるが、住宅改修を実施した場合、支給対象となるか。</p> <p>A 支給対象となります。しかし、給付額減額期間中の改修の場合は、自己負担は3割又は4割になります。</p>
13	要介護認定申請中の改修（新規）	<p>Q 要介護認定申請中（新規）だが、改修は支給対象となるか。</p> <p>A 要介護認定申請日以降の改修であれば、支給対象となります。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外（全額自己負担）となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です（認定結果前に負担割合を確認したい場合は、福祉課までお問合せください。）。</p>
14	要介護認定申請中の改修（更新）	<p>Q 要介護認定申請中（更新）だが、認定期間の満了日後に改修が完了した場合、注意すべきことはあるか。</p> <p>A 更新後の認定結果が非該当となった場合は、認定期間の満了日後に完了した改修は支給対象外（全額自己負担）となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です。</p>
15	要介護認定申請中の改修（区分変更）	<p>Q 要介護認定申請中（区分変更）だが、支給対象となるか。</p> <p>A 支給対象となります。しかし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外（全額自己負担）となりますので、事前に被保険者及び家族等への説明が必要です。また、区分変更の申請中に改修が完了した場合、事後申請は可能ですが、審査は認定結果後となりますので、支給されるまで時間を要する場合があります。</p>

16	自己負担がない場合	<p>Q 親族が経営している改修事業者が改修を行った際に、利用者負担の全額を改修事業者が負担してくれた（被保険者の支払いが発生しなかった。）。この場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の負担割合は、改修費の9割、8割又は7割とされています。値引きがあった場合には、値引き後の金額に対して負担割合が計算されますので、上記のように自己負担が発生しなかった（値引き後の金額が0円）場合は、支給対象となりません。</p>
17	家族等による改修	<p>Q 同居している家族が個人事業者として改修を行う場合は、工賃は支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者又は同居している家族等により改修が行われる場合は、工賃は支給対象となりません。</p>
18	入院中の改修	<p>Q 退院後の在宅生活のために入院中に改修を行った場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 入院中の改修は支給対象となりません。しかし、退院予定に伴い予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前申請を行い、保険者（福祉課）が審査を行ったうえで改修を行った場合は、支給対象となります。なお、住所地への退院ができなくなってしまった場合は、支給対象外（全額自己負担）となります。</p> <p>また、事後申請は、実際に住所地へ退院された後となります。</p>
19	改修途中での入院	<p>Q 改修着工後、被保険者が入院となり、退院の見通しが見つからない場合は、どのような取扱いとなるか。</p> <p>A 被保険者が入院するまでに完了した部分が、支給対象となります。</p>
20	改修途中での死亡	<p>Q 被保険者が着工時点では存命であったが、改修完了日前に死亡した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の死亡までに完了した部分のみが、支給対象となります。</p>
21	手すりの取付け①	<p>Q 新築や増築での手すりの取付けは、支給対象となるか。</p> <p>A 新築や増築の場合は、支給対象となりません。しかし、竣工日以降に必要性が判断された場合には、支給対象となる場合があります。</p>
22	手すりの取付け②	<p>Q 2階に趣味の為の部屋があり、階段に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 趣味、嗜好及び崇拜の場所への移動は、生活動線上と認められないので、支給対象となりません。</p>
23	手すりの取付け③	<p>Q 下肢筋力が衰えてきたため、リハビリ目的で階段に手すりを取り付けたいが、支給対象となるか。</p> <p>A Q&A22と同様に、リハビリ目的は生活動線上と認められないので、支給対象となりません。</p>

24	手すりの取付け④	<p>Q 高い場所に取り付ける手すりを（手すりの間から下へ転落する恐れがあるため）柵付きの手すりとする場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 手すりの取付けは、転倒予防や移動、移乗等の動作を助けることを目的としていることから、転落防止は目的外となります。改修費を按分した場合は、手すり部分のみを支給対象とすることができます。</p>
25	段差の解消①	<p>Q 廊下と各部屋との段差が複数あり、段差解消のために廊下のかさ上げを行う場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 敷居の撤去やスロープの設置で対応ができない場合（一つの動線上に段差が対面している、連続している等）は、生活動線上であれば支給対象となります（生活動線上になる部分と、ならない部分を図面及び見積書等で明確に按分する必要があります。）。老朽化によるものは生活動線上であっても支給対象となりません。</p>
26	段差の解消②	<p>Q 敷地内にスロープを設置する場合は、幅の制限はあるか。</p> <p>A 特に決められた制限はありませんが、車椅子の利用の安全性から、1メートル前後が妥当と考えられます。</p>
27	段差の解消③	<p>Q 上がり框で段差を2段にする改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 段差の改修として、支給対象となります。</p>
28	段差の解消④	<p>Q 身体状況により使用できなくなった掘り炬燵を埋める改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 掘り炬燵は生活動線とはならないため、支給対象となりません。移動の円滑化として、畳からフローリング材への変更に伴う改修（付帯工事）としては支給対象とすることができます。</p>
29	段差の解消⑤	<p>Q 3段の上がり框を、段差を変えずに踏みしろ部分の面積を広げる場合（移動の安全や車いすでの移動目的）は、支給対象となるか。</p> <p>A 段差の高さが変わらない場合は、支給対象となりません。</p>
30	床又は通路面の材料の変更①	<p>Q 玄関から車の乗車場所までの通路（土）が、降雨によって滑りやすく、転倒の恐れがある。採石で転圧する場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 採石を転圧した場合、長く平面状態を保つとは考えにくいいため支給対象となりません。コンクリート、アスファルト、レンガ、タイル及び土舗装の転圧等は支給対象となるため、採石転圧が上記舗装の付帯工事（路盤の整備）となる場合は、支給対象となります。</p>
31	床又は通路面の材料の変更②	<p>Q 自宅で車いすを使用しているが、廊下のきしみや沈みこみ解消のために床材の変更をした場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 通常の廊下の床材の場合、車いすの重さに耐えられないことは考えにくく、老朽化や物理的、科学的な摩耗及び消耗等が改修理由となる場合は、支給対象となりません。</p>

32	床又は通路面の材料の変更 ③	<p>Q 居室への出入りを容易にするため、縁側へレンタルの昇降機の設置を検討している。砂利等で不安定な設置場所をコンクリートで舗装した場合は、支給対象となるか。また、設置場所からのアプローチ部分が砂利等で不安定なため、同様に舗装した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A レンタルの昇降機の設置は、住宅改修の対象ではないことから、設置のためにコンクリートで舗装する場合は、支給対象となりません。昇降機設置場所からアプローチ部分をコンクリート等で舗装する場合は、設置部分を除いて支給対象とすることができます。</p>
33	通路の拡張	<p>Q 車いす利用者が乗車するため、玄関前の通路を拡張し、車が入れるようにした場合は、支給対象になるか。</p> <p>A 本人ではなく、車の乗り入れのための通路となるため、支給対象となりません。また、本人のための通路の拡張であっても、(床又は通路面の) 材料の変更を伴っていない改修は、支給対象となりません。</p>
34	通路の新設	<p>Q 門の脇の壁を取り崩し、スロープで新しい通路を新設する改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 通路の新設は支給対象となりません。ただし、スロープの横に手すりを取り付ける場合は、手すりの取付けとして、支給対象となります。</p>
35	引き戸等への扉の取替え	<p>Q (動力を使わず扉が閉まる) オートクローズタイプの扉へ取替えした場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 引き戸等への扉の取替えの必要性に合わせて設置した場合には、支給対象となります。</p>
36	洋式便器等への便器の取替え①	<p>Q 便器の取替えに伴う給排水工事は「水洗化に係るもの」を除き認められるが、その改修の範囲はどのような取扱いか。</p> <p>A 「便器の取替えに伴う給排水工事」とは、和式の水洗便器を洋式の水洗便器に取り替えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定しています。浄化槽の設置工事や屋外の給排水工事は支給対象となりません。非水洗便器から水洗式便器(簡易水洗含む)に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分(配管、浄化槽工事等)については、介護保険の支給対象とはなりません。原則として対象となるのは便器の金額のみです。</p>
37	洋式便器等への便器の取替え②	<p>Q 和式便器に腰掛便座(和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの)を設置して使用しているが、洋式便器へ取替える改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 介護保険で便器の取替えを改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しています。立ち上がりに問題が無い場合は、支給対象となりません。</p>

38	洋式便器等への便器の取替え③	<p>Q 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付きの洋式便器への取替えは、支給対象となるか。</p> <p>A ウォシュレット機能付きの洋式便器が一般的に供給されていることから、上記を選択した場合であっても、支給対象となります。ただし、本体以外の別売品（リモコン等）は支給対象となりません。</p>
39	洋式便器等への便器の取替え④	<p>Q 身体状況の変化により、既存の洋式便器の向きを変える改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 洋式便器等への便器の取替えとして対象になります。（種目は洋式便器等への便器の取替えになりますが、支給対象となるのは、向きの変更による付帯工事のみで、便器本体は対象となりません。）</p>
40	洋式便器等への便器の取替え⑤	<p>Q 身体状況の変化により、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の改修は便器の取替えとして支給対象となるか。</p> <p>① 洋式便器をかさ上げする工事</p> <p>② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合</p> <p>③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p> <p>A ①は支給対象となります。</p> <p>②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象とはなりません。適した高さにするために取り替えるという理由であれば、便器の取り替えとして支給対象とすることができます。</p> <p>③は、住宅改修ではなく、特定福祉用具購入の支給対象となります。</p>
41	洋式便器等への便器の取替え⑥	<p>Q 屋外にあるトイレの和式便器を取り壊し、居室近くにトイレ（洋式便器）を新設した場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 和式便器を洋式便器に取替えたものと考えられるので、支給対象となります。既存のトイレを取り壊さない場合は支給対象となりません。</p>
42	玄関以外の出入り	<p>Q 玄関以外の出入り口へ手すりやスロープを取付ける場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 出入り口の改修については、生活動線上で最も利用の多い出入り口（1か所）が支給対象となります（理由書等に明確に記載してください）。ただし、身体状況等の理由から、2か所の改修が必要である場合は、保険者（福祉課）へご相談ください。</p>
43	住所地以外の改修①	<p>Q 隣接する家族宅（別住所）で入浴をしているが、家族宅の浴室を改修する場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の住所地以外の改修は支給対象となりません。ただし、住所地の住宅に設備が無く、家族宅で共用している生活部分は、支給対象となることがあります。</p>

44	住所地以外の改修②	<p>Q 退院後、住所地の自宅に戻ることが難しく、家族宅で生活しているが、家族宅へ手すりを取付ける場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 被保険者の住所地以外の改修は支給対象となりません。家族宅へ住所変更した場合は、支給対象となります。</p>
45	店舗の改修	<p>Q 店舗併用住宅に住んでおり、日中は店舗にいることが多いが、住宅と店舗間の段差の解消や手すりの取付け等の改修は支給対象となるか。</p> <p>A 店舗に関係する改修は、設備の費用となり、営業用の経費と考えますので、支給対象となりません。ただし、外への出入り口が店舗側の1か所しか無い場合は、外出のための動線となりますので、支給対象となります。</p>
46	賃貸住宅の改修	<p>Q 賃貸住宅に手すりを取付ける場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 住宅改修の制度上は支給対象となりますが、住宅の所有者の承諾を得る必要があります。町営住宅であれば、管轄の大字町建設課に相談をしてください。</p>
47	増築の取扱い	<p>Q 増築については、一切支給対象とならないのか。</p> <p>A 新たに居室を設ける場合等は、支給対象となりません。ただし、廊下の拡幅に合わせて手すりを取付ける場合、トイレの拡張に伴い、和式便器から洋式便器に取替える場合等は、「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」について支給対象とすることができます。</p> <p>※増築時のトイレの床材等は対象外です。</p> <p>※廊下の拡幅での床材の張り替え等は対象外です。</p>
48	3段階リセットの例外	<p>Q 介護度が要支援2の時に、洋式便器等への便器の取替えで20万円以上の改修を行った。その後、要介護4となり、車いすでの移動のためにスロープの設置等の段差の改修が必要となった。再度改修を行った場合は、支給対象となるか。</p> <p>A 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護度が要支援2となり、介護の必要の程度（要介護度）の段階が3段階以上上がった場合に該当しますので、支給対象となります。</p>
49	転居リセットの例外①	<p>Q 改修後、住宅を建て替えた場合は転居リセットの例外となるか。</p> <p>A 建て替えは転居ではないため、転居リセットの例外とはなりません。</p>
50	転居リセットの例外②	<p>Q 母屋から離れに居住を移した場合、転居リセットの例外となるか。</p> <p>A 母屋と離れの住所が違えば、住所変更をすることにより、転居リセットの例外となります。（同一敷地内の場合は、土地の分筆をし、枝番が付くなど住所の表示が変わり、住所変更をすることにより、転居とすることができます。）</p>

51	転入前の改修	<p>Q 他市町村から大子町の家族宅に転入することになり、転入前に廊下とトイレに手すりを取付けたいが、支給対象となるか。</p> <p>A 転入前であっても、事前申請を行い、保険者（福祉課）が審査を行ったうえで改修を行った場合は、支給対象となります。なお、改修を行った住所地へ転入ができなくなってしまった場合は、支給対象外（全額自己負担）となります。</p> <p>また、事後申請は、住所地への転入手続き後になります（領収書の日付は、大子町の介護資格取得日以降になりますので、ご注意ください。）。</p>
52	ユニットバスへの改修	<p>Q 浴室をユニットバスにする場合は、改修の支給対象となるか。</p> <p>A 老朽化による改修では支給対象となりませんが、被保険者が自立又は介助により入浴できるようにする目的の改修であれば、支給対象となります。</p> <p>①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする改修 ②浴室の床を滑りにくい床材とする改修 ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状を適切にする目的の改修</p> <p>上記が支給対象となりますが、対象外の部分（壁、天井、電気、鏡、シャワー等）の改修費と按分する必要があります。改修理由や改修内容を明確に理由書等へ記載してください。</p>
53	複数被保険者の改修	<p>Q 同一住宅に2人（夫婦）の被保険者がいる場合は、重複しないように対象となる改修を設定しなければならないとされるが、玄関の改修工事において、段差の解消を夫、手すりの取付けを妻というように行う改修は、支給対象となるか。</p> <p>A 同一住宅に複数の被保険者がいる場合は、被保険者毎に支給申請を行い、被保険者毎に利用限度額管理が行われます。同時に複数の被保険者にかかる改修が行われた場合は、各被保険者の改修の範囲が重複しないようにする必要があります。ご質問のように改修が重複しない場合は、支給対象となります。</p> <p>また、1人20万円である利用限度額を合算することはできません。</p>

大子町ホームページ掲載申請書等	
※介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書【受領委任払い用】	様式第28号の2 （第26条の2関係）
介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書	様式第28号 （第26条関係）
※介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い用】	様式第29号の2 （第27条の2関係）
介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書	様式第29号 （第27条関係）
住宅改修が必要な理由書	
※住宅改修の承諾書	
※介護保険給付に係る受領委任払いの同意書	様式第28号の3 （第26条の2、第27条の2関係）
特定福祉用具再購入理由書	
介護保険居宅介護（予防）住宅改修内容変更届出書	

※押印が必要です。

この手引きは、厚生労働省老人保健福祉局老人福祉局老人保健事務連絡「介護報酬に係るQ&A」、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET（ワムネット）からの抜粋及び茨城県介護保険指導監査室からの指導を参考としています。掲載内容以外のご質問は、厚生労働省老人保健福祉局老人福祉局老人保健事務連絡「介護報酬に係るQ&A」を参考にさせていただくか、保険者（福祉課）にお問い合わせください。

令和4年1月

福祉課 高齢介護担当
0295-72-1135（直通）